

港長公示 第4号

港則法第39条第1項の規定により、次のとおり船舶の航泊を制限したので、同条第2項の規定により公示する。

令和7年1月1日

水 島 港 長



引火性危険物積載タンカー（タンク船を含む。以下同じ）への接近、接舷の制限について

引火による船舶の事故を防止するため、引火性危険物積載タンカーの付近における船舶の航泊を下記のとおり制限する。

記

1 期間 令和7年1月1日から令和7年12月31日の間

2 区域 港内に停泊中の引火性危険物積載タンカーから30メートル以内の水面

3 制限事項

船舶は、港内に引火性危険物積載タンカーが停泊している間、上記区域に立入ってはならない。

ただし、次に掲げる船舶を除く。

(1) 港長が当該タンカーへの接舷を認め、本制限を解除した船舶

(2) 次の条件を満足する給油船、交通船、曳船等当該タンカーの運航に關係のある船舶  
および官公庁用船であつて、当該タンカーの荷役中以外の時に接舷する船舶

イ 甲板上または船内の開放された場所において、喫煙、暖房、ほう炊、その他の火  
気を使用しておらず、あるいは火花を発するおそれのある修理または作業を行つて  
いないこと。

ロ 煙突に火粉の吐出を防止する十分な装置を施していること。

(3) 港長が認める岸壁に係留する船舶